

変更理由

- ① 保全指針改訂に伴う点検項目の追加
- ② 保全の有効性評価結果に伴う保全頻度の変更。(備考欄に関連事項の追記)
- ③ 保全指針改訂に伴う頻度の変更

(21/46)

変更後

機器又は系統名	実施数(機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期(定検回次)	検査名	備考( )内は適用する設備診断技術																							
計測制御系統施設 【制御用空気設備】	制御用空気圧縮機	2台	1.機能・性能試験 (空気圧縮機、電動機等含む)	高	IF	○	18回	制御用空気圧縮系機能検査																							
	A制御用空気圧縮機・電動機	①	1.分解点検 (圧縮機)	高	26M	○	18回		有効性評価 No.6の反映 (電動機 振動診断:6M)																						
			2.分解点検 (電動機)	高	78M	○	16回																								
			3.簡易点検 (圧縮機)	高	13M	○	18回																								
	B制御用空気圧縮機・電動機	①	1.分解点検 (圧縮機)	高	26M	○	18回		有効性評価 No.6の反映 (電動機 振動診断:6M)																						
			2.分解点検 (電動機)	高	78M	○	17回																								
			3.簡易点検 (圧縮機)	高	13M	○	18回																								
	代替制御用空気供給設備	1式	1.機能・性能試験	高	IF	○	18回		15回施設定検時に設置																						
	計測制御系統施設【制御用空気設備】 その他の弁	一式	1.機能・性能試験	高・低	B	○	18回	1次系弁検査																							
			2.分解点検	高・低	13M~195M	○	18回	1次系弁検査																							
3.簡易点検 (グラッドパッキン取替)			高・低	130M	○	18回																									
計測制御系統施設【制御用空気設備】 その他の弁駆動部	一式	1.機能・性能試験	高	B	○	18回	1次系弁検査																								
		2.分解点検	高	13M~182M	○	18回																									
		3.簡易点検 (特性試験)	高	13M~182M	○	18回																									
計測制御系統施設【制御用空気設備】 その他機器	一式	1.分解点検他	高	13M~78M	○	18回		有効性評価 No.4の反映																							
		2.分解点検他	低	13M~26M	○	18回																									
計測制御系統施設 【その他設備】	原子炉保護系ロジック回路 ・安全防護系ロジック回路 ・パネマンプロジック回路	28回路 25回路 6回路	1.機能・性能試験	高	IF	○	18回	安全保護系機能検査																							
	原子炉トリップ、工学的安全施設の始動、原子炉格納容器隔離等を行うためのすべての伝送器、設定器及び保護継電器 ・1次冷却材等計測装置 保護継電器 伝送器 設定器 ・核計測装置 設定器 重要な指示計器 ・1次冷却材等計測装置 指示計 ・核計測装置 指示計	6個 76個 117個 20個 31個 8個	1.特性試験	高・低	13M~26M	○	18回	安全保護系設定値確認検査																							
									事故時監視計器 ・圧力監視計器 ・水位監視計器 ・流量監視計器 ・温度監視計器	2個 16個 8個 10個	1.特性試験	高	13M~26M	○	18回	プラント状態監視設備機能検査															
																	事故時試料採取設備 格納容器雰囲気ガス試料採取設備	1台	1.機能・性能試験	高	IF	○	18回	プラント状態監視設備機能検査							

(21/46)

変更前

機器又は系統名	実施数(機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期(定検回次)	検査名	備考( )内は適用する設備診断技術																							
計測制御系統施設 【制御用空気設備】	制御用空気圧縮機	2台	1.機能・性能試験 (空気圧縮機、電動機等含む)	高	IF	○	17回	制御用空気圧縮系機能検査																							
	A制御用空気圧縮機・電動機	①	1.分解点検 (圧縮機)	高	13M	○	17回		有効性評価 No.6の反映 (電動機 振動診断:6M)																						
			2.分解点検 (電動機)	高	78M	○	16回																								
			3.簡易点検 (圧縮機)	高	13M	○	17回																								
	B制御用空気圧縮機・電動機	①	1.分解点検 (圧縮機)	高	13M	○	17回		有効性評価 No.6の反映 (電動機 振動診断:6M)																						
			2.分解点検 (電動機)	高	78M	○	17回																								
			3.簡易点検 (圧縮機)	高	13M	○	17回																								
	代替制御用空気供給設備	1式	1.機能・性能試験	高	IF	○	17回		15回施設定検時に設置																						
	計測制御系統施設【制御用空気設備】 その他の弁	一式	1.機能・性能試験	高・低	B	○	17回	1次系弁検査																							
			2.分解点検	高・低	13M~195M	○	17回	1次系弁検査																							
3.簡易点検 (グラッドパッキン取替)			高・低	130M	○	17回																									
計測制御系統施設【制御用空気設備】 その他の弁駆動部	一式	1.機能・性能試験	高	B	○	17回	1次系弁検査																								
		2.分解点検	高	13M~182M	○	17回																									
		3.簡易点検 (特性試験)	高	13M~182M	○	17回																									
計測制御系統施設【制御用空気設備】 その他機器	一式	1.分解点検他	高	13M~78M	○	17回		有効性評価 No.4の反映																							
		2.分解点検他	低	13M	○	17回																									
計測制御系統施設 【その他設備】	原子炉保護系ロジック回路 ・安全防護系ロジック回路 ・パネマンプロジック回路	28回路 25回路 6回路	1.機能・性能試験	高	IF	○	17回	安全保護系機能検査																							
	原子炉トリップ、工学的安全施設の始動、原子炉格納容器隔離等を行うためのすべての伝送器、設定器及び保護継電器 ・1次冷却材等計測装置 保護継電器 伝送器 設定器 ・核計測装置 設定器 重要な指示計器 ・1次冷却材等計測装置 指示計 ・核計測装置 指示計	6個 76個 117個 20個 31個 8個	1.特性試験	高・低	13M	○	17回	安全保護系設定値確認検査																							
									事故時監視計器 ・圧力監視計器 ・水位監視計器 ・流量監視計器 ・温度監視計器	2個 16個 8個 10個	1.特性試験	高	13M	○	17回	プラント状態監視設備機能検査															
																	事故時試料採取設備 格納容器雰囲気ガス試料採取設備	1台	1.機能・性能試験	高	IF	○	17回	プラント状態監視設備機能検査							



変更理由

変更後

変更前

記載の適正化

(37/46)

(36/46)

機器又は系統名	実施数 (機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期 (定検回次)	検査名	備考 ( () 内は適用する設備診断技術)	
原子力設備・タービン設備 【その他設備】	耐震クラスS、Bの支持構造物	1式	1. 外観点検	高	100%/10Y	○	18回	耐震健全性検査	
蒸気タービン 【単管、円板、隔板、噴口、翼、車軸】	高圧タービン	1. 開放点検 2. 組立状況点検 3. 簡易点検 4. (軸受箱内部清掃他)	高	39M	○	18回	蒸気タービン開放検査	クラス1、2、3: 重大事故等クラス1、2機器供用期間中検査対象範囲を除く 14回定検時に蒸気タービン取替実施	
					X	18回	蒸気タービン開放検査		
					○	18回	蒸気タービン開放検査		
	第1低圧タービン	1. 開放点検 2. 外観点検 3. 簡易点検 4. (軸受箱内部清掃他)	高	39M	○	17回	蒸気タービン開放検査		
					X	18回	蒸気タービン開放検査		
					○	18回	蒸気タービン開放検査		
	第2低圧タービン	1. 開放点検 2. 外観点検 3. 簡易点検 4. (軸受箱内部清掃他)	高	39M	○	18回	蒸気タービン開放検査		
					X	17回	蒸気タービン開放検査		
					○	18回	蒸気タービン開放検査		
	第3低圧タービン	1. 開放点検 2. 外観点検 3. 簡易点検 4. (軸受箱内部清掃他)	高	39M	○	17回	蒸気タービン開放検査		
					X	18回	蒸気タービン開放検査		
					○	18回	蒸気タービン開放検査		
蒸気タービン 【調速装置及び非常調速装置並びに調速装置で制御される主要弁】	1. 組立状況点検 2. 外観点検	1式	高	B	○	18回	蒸気タービン開放検査		
					○	18回	蒸気タービン開放検査		
蒸気タービン 【調速装置及び非常調速装置並びに調速装置で制御される主要弁】	1 主蒸気止め弁	MSV-1	高	39M	○	17回	蒸気タービン開放検査		
					○	17回	蒸気タービン開放検査		
	2 主蒸気止め弁	MSV-2	高	39M	○	18回	蒸気タービン開放検査		
					○	18回	蒸気タービン開放検査		
	3 主蒸気止め弁	MSV-3	高	39M	○	17回	蒸気タービン開放検査		
					○	17回	蒸気タービン開放検査		
	4 主蒸気止め弁	MSV-4	高	39M	○	17回	蒸気タービン開放検査		
					○	17回	蒸気タービン開放検査		
	1 蒸気加減弁	GOV-1	高	39M	○	17回	蒸気タービン開放検査		
					○	17回	蒸気タービン開放検査		
	2 蒸気加減弁	GOV-2	高	39M	○	18回	蒸気タービン開放検査		
					○	18回	蒸気タービン開放検査		
	3 蒸気加減弁	GOV-3	高	39M	○	17回	蒸気タービン開放検査		
					○	17回	蒸気タービン開放検査		
	4 蒸気加減弁	GOV-4	高	39M	○	17回	蒸気タービン開放検査		
					○	17回	蒸気タービン開放検査		

機器又は系統名	実施数 (機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期 (定検回次)	検査名	備考 ( () 内は適用する設備診断技術)	
原子力設備 【その他設備】	クラス1機器 (供用期間中検査対象) (重大事故等クラス2機器供用期間中検査対象含む)	1. 非破壊試験 2. 漏えい試験	高	10Y	○	17回	クラス1機器供用期間中検査	ISIプログラムによる。 【別表-1】	
					○	17回	クラス1機器供用期間中検査		
クラス2機器 (供用期間中検査対象) (重大事故等クラス2機器供用期間中検査対象含む)	1式	1. 非破壊試験 2. 漏えい試験	高	10Y	○	17回	クラス2機器供用期間中検査	ISIプログラムによる。 【別表-2】	
					○	17回	クラス2機器供用期間中検査		
クラス3機器 (供用期間中検査対象)	1式	1. 非破壊試験 2. 漏えい試験	高	10Y	○	17回	クラス3機器供用期間中検査	ISIプログラムによる。 【別表-3】	
					○	17回	クラス3機器供用期間中検査		
クラス1機器N1基合金使用部位 (重大事故等クラス2機器供用期間中検査対象含む)	1式	1. 非破壊試験	高	5Y	○	16回	供用期間中特別検査のうちクラス1機器N1基合金使用部位特別検査	ISIプログラムによる。 【別表-4】	
					○	16回	供用期間中特別検査のうちクラス2管 (原子炉格納容器内) 特別検査		
重大事故等クラス2機器	1式	1. 非破壊試験 2. 漏えい試験	高	5~10Y	○	17回	重大事故等クラス2機器供用期間中検査	ISIプログラムによる。 【別表-7】 15回施設定検時に設定 【別表-8】	
					○	17回	重大事故等クラス2機器供用期間中検査		
重大事故等クラス3機器	1式	1. 漏えい試験	高	10Y	○	17回	重大事故等クラス3機器供用期間中検査	ISIプログラムによる。 【別表-8】 15回施設定検時から設定 【別表-1】	
					○	17回	重大事故等クラス3機器供用期間中検査		
蒸気発生器管台溶接部 (重大事故等クラス2機器供用期間中検査対象含む)	1式	1. 非破壊試験	高	10Y	○	17回	供用期間中特別検査のうち蒸気発生器管台溶接部の健全性確認検査	ISIプログラムによる。 【別表-9】	
					○	17回	供用期間中特別検査のうちクラス1配管特別検査		
クラス1配管 (水平展開対象)	1式	1. 非破壊試験	高	100%/1F	○	17回	構造健全性検査	一部先行実施 有効性評価 No.10の反映	
					○	17回	構造健全性検査		
クラス3・クラス4の配管等	1式	1. 外観点検	高	100%/1CY	○	17回	構造健全性検査	18回定検時から設定 排気筒については5Fで実施	
					○	17回	構造健全性検査		
RCPBのベント・ドレン弁シーマ部	1式	1. 漏えい試験	高	13M	○	17回	構造健全性検査		
					○	17回	構造健全性検査		
1次冷却材管ホイップレストレイント	84箇所	1. 外観点検	高	1F	○	17回	レストレイント検査		
					○	17回	レストレイント検査		
主蒸気配管ホイップレストレイント	4箇所	1. 外観点検	高	1F	○	17回	レストレイント検査		
					○	17回	レストレイント検査		
主給水配管ホイップレストレイント	10箇所	1. 外観点検	高	1F	○	17回	レストレイント検査		
					○	17回	レストレイント検査		
原子力設備【その他設備】 その他の弁	1式	1. 機能・性能試験 2. 分解点検 3. 簡易点検 4. (フランシスバックン取)	高・低	78M~260M	○	17回	1次弁弁検査	一部先行実施 有効性評価 No.10の反映	
					○	17回	1次弁弁検査		
					○	17回	1次弁弁検査		
原子力設備【その他設備】 その他の弁駆動部	1式	1. 機能・性能試験 2. 分解点検 3. 簡易点検 4. (特性点検)	高・低	63M~130M	○	17回	1次弁弁検査		
					○	17回	1次弁弁検査		
					○	17回	1次弁弁検査		
原子力設備【その他設備】 その他機器	1式	1. 分解点検他 2. 分解点検他	高	13M~130M	○	17回	1次弁弁検査	一部あり	
					○	17回	1次弁弁検査		
原子力設備・タービン設備 【その他設備】	耐震クラスS、Bの支持構造物	1式	1. 外観点検	高	100%/1CY	○	17回	耐震健全性検査	クラス1、2、3供用期間中検査対象範囲を除く

変更理由

保全の有効性評価結果に伴う保全頻度の変更。  
(備考欄に関連事項の追記)

(41/46)

変更後

機器又は系統名	実施数 (機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期 (定検回次)	検査名	備考 ( () 内は適用する設備診断技術)	
蒸気タービン 【蒸気タービンに附属する給水ポンプ及び貯水設備並びに給水処理設備】	給水、復水系	1.機能・性能試験 (ポンプ、電動機含む)	高	1F	○	18回	蒸気タービン附属設備機能検査		
		Aタービン動主給水ポンプ・タービン	1.機能・性能試験 (タービン)	高	B	-	16回	2次系ポンプ機能検査	
			2.分解点検 (ポンプ)		52M~104M	-	16回		有効性評価 No.3の反映
	3.分解点検 (タービン)			52M	-	16回	2次系ポンプ分解検査		
	Aタービン動主給水ポンププースタポンプ・電動機	1.分解点検 (ポンプ)	高	78M	-	17回			
		2.分解点検 (電動機)		78M	-	14回			
		3.簡易点検 (ポンプ)		13M	○	18回			
	Bタービン動主給水ポンプ・タービン	1.機能・性能試験 (タービン)	高	B	-	17回	2次系ポンプ機能検査		
		2.分解点検 (ポンプ)		52M~104M	-	17回		有効性評価 No.3の反映	
		3.分解点検 (タービン)		52M	-	17回	2次系ポンプ分解検査		
	Bタービン動主給水ポンププースタポンプ・電動機	1.分解点検 (ポンプ)	高	78M	-	15回			
		2.分解点検 (電動機)		78M	-	15回			
		3.簡易点検 (ポンプ)		13M	○	18回			
	電動主給水ポンプ・電動機	1.分解点検 (ポンプ)	高	130M	-	15回	2次系ポンプ分解検査		
		2.分解点検 (電動機)		52M	-	18回			
	電動主給水ポンププースタポンプ・電動機	1.分解点検 (ポンプ)	高	78M	-	16回	2次系ポンプ分解検査		
		2.分解点検 (電動機)		78M	○	15回			
		3.簡易点検 (ポンプ)		13M	○	18回			
	A復水プースタポンプ・電動機	1.分解点検 (ポンプ)	高	104M	-	16回			
		2.分解点検 (電動機)		104M	-	13回			
3.簡易点検 (ポンプ)			13M	○	18回				
B復水プースタポンプ・電動機	1.分解点検 (ポンプ)	高	104M	-	16回				
	2.分解点検 (電動機)		104M	-	18回				
	3.簡易点検 (ポンプ)		13M	○	18回				

(41/46)

変更前

機器又は系統名	実施数 (機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期 (定検回次)	検査名	備考 ( () 内は適用する設備診断技術)	
蒸気タービン 【蒸気タービンに附属する給水ポンプ及び貯水設備並びに給水処理設備】	給水、復水系	1.機能・性能試験 (ポンプ、電動機含む)	高	1F	○	17回	蒸気タービン附属設備機能検査		
		Aタービン動主給水ポンプ・タービン	1.機能・性能試験 (タービン)	高	B	-	16回	2次系ポンプ機能検査	
			2.分解点検 (ポンプ)		52M	-	16回		
	3.分解点検 (タービン)			52M	-	16回	2次系ポンプ分解検査		
	Aタービン動主給水ポンププースタポンプ・電動機	1.分解点検 (ポンプ)	高	78M	-	17回		有効性評価 No.24の反映	
		2.分解点検 (電動機)		78M	-	14回			
		3.簡易点検 (ポンプ)		13M	○	17回			
	Bタービン動主給水ポンプ・タービン	1.機能・性能試験 (タービン)	高	B	-	17回	2次系ポンプ機能検査		
		2.分解点検 (ポンプ)		52M	-	17回			
		3.分解点検 (タービン)		52M	-	17回	2次系ポンプ分解検査		
	Bタービン動主給水ポンププースタポンプ・電動機	1.分解点検 (ポンプ)	高	78M	-	15回		有効性評価 No.24の反映	
		2.分解点検 (電動機)		78M	-	15回			
		3.簡易点検 (ポンプ)		13M	○	17回			
	電動主給水ポンプ・電動機	1.分解点検 (ポンプ)	高	130M	-	15回	2次系ポンプ分解検査		
		2.分解点検 (電動機)		52M	○	15回			
	電動主給水ポンププースタポンプ・電動機	1.分解点検 (ポンプ)	高	78M	-	16回	2次系ポンプ分解検査		
		2.分解点検 (電動機)		78M	-	15回			
		3.簡易点検 (ポンプ)		13M	○	17回			
	A復水プースタポンプ・電動機	1.分解点検 (ポンプ)	高	104M	-	16回		有効性評価 No.23の反映	
		2.分解点検 (電動機)		104M	-	13回			
3.簡易点検 (ポンプ)			13M	○	17回				
B復水プースタポンプ・電動機	1.分解点検 (ポンプ)	高	104M	-	16回		有効性評価 No.23の反映		
	2.分解点検 (電動機)		104M	○	15回				
	3.簡易点検 (ポンプ)		13M	○	17回				



変更理由

記載の適正化

(44/46)

変更後

機器又は系統名	実施数(機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期(定検回次)	検査名	備考 ( )内は適用する設備診断技術)	
その他発電用原子炉の附属施設 【非常用発電装置】	Bディーゼル機関のピストン、ピストン 連接棒、クランク軸	No. 7, 15	1. 分解点検	高	130M	○	13回	非常用ディーゼル発電機分解検査	
		No. 8, 16	1. 分解点検	高	130M	○	15回	非常用ディーゼル発電機分解検査	
	Bディーゼル機関のシリンダカバー	No. 1-4, 9-12	1. 分解点検	高	26M	—	18回	非常用ディーゼル発電機分解検査	
		No. 5-8, 13-16	1. 分解点検	高	26M	○	18回	非常用ディーゼル発電機分解検査	
	Bディーゼル機関の吸気弁	No. 1-4, 9-12	1. 分解点検	高	26M	—	18回	非常用ディーゼル発電機分解検査	
		No. 5-8, 13-16	1. 分解点検	高	26M	—	18回	非常用ディーゼル発電機分解検査	
	Bディーゼル機関の排気弁	No. 1-4, 9-12	1. 分解点検	高	26M	—	18回	非常用ディーゼル発電機分解検査	
		No. 5-8, 13-16	1. 分解点検	高	26M	—	18回	非常用ディーゼル発電機分解検査	
	Bディーゼル機関の燃料噴射弁	No. 1-4, 9-12	1. 分解点検	高	26M	—	18回	非常用ディーゼル発電機分解検査	
		No. 5-8, 13-16	1. 分解点検	高	26M	—	18回	非常用ディーゼル発電機分解検査	
	ディーゼル発電機付属設備	1式	1. 外観点検	高	1F	○	18回	非常用予備発電機付属設備検査	
			2. 分解点検		26M~130M	○	18回		
			3. 開放点検		26M~130M	○	18回		
			4. 非破壊試験		13M	○	18回	非常用予備発電機付属設備検査	
			5. 漏えい試験		13M	○	18回		
6. 機能・性能試験			1F		○	18回			
7. 特性試験			26M		○	18回	非常用予備発電機付属設備検査		
空冷式非常用発電装置	2台	1. 機能・性能試験	高	1F	○	18回	その他非常用発電装置の機能検査 その他非常用発電装置の付属設備	平成23年9月に設置 定期事業者検査は16回施設 定検から実施	
2. 取替他	120M	—	—	—	—	—	—		
電源車(可搬式代替低圧注水ポンプ用)	2台	1. 機能・性能試験	高	1F	○	18回	可搬型代替電源設備検査	15回施設定検時に設置	
電源車	2台	1. 機能・性能試験	高	1F	○	18回	可搬型代替電源設備検査	15回施設定検時に設置	
重油タンク	2台	1. 開放点検	高	130M	—	—	—	プラント運転中又は定期事 業者検査停止中 15回施設定検時に設置	
その他発電用原子炉の附属施設【非常用 発電装置】 その他の弁	1式	1. 機能・性能試験	高・低	B	○	18回	非常用予備発電機付属設備検査		
		2. 分解点検		26M~130M	○	18回			
その他発電用原子炉の附属施設【非常用 発電装置】 その他機器	1式	1. 分解点検他	高	13M~130M	○	18回	—	一部BMあり	
		2. 分解点検他		低	13M~130M	○	18回		

(44/46)

変更前

機器又は系統名	実施数(機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期(定検回次)	検査名	備考 ( )内は適用する設備診断技術)	
その他発電用原子炉の附属施設 【非常用発電装置】	Bディーゼル機関のピストン、ピストン 連接棒、クランク軸	No. 7, 15	1. 分解点検	高	130M	—	13回	非常用ディーゼル発電機分 解検査	
		No. 8, 16	1. 分解点検	高	130M	—	15回	非常用ディーゼル発電機分 解検査	
	Bディーゼル機関のシリンダカバー	No. 1-4, 9-12	1. 分解点検	高	26M	○	17回	非常用ディーゼル発電機分 解検査	
		No. 5-8, 13-16	1. 分解点検	高	26M	○	16回	非常用ディーゼル発電機分 解検査	
	Bディーゼル機関の吸気弁	No. 1-4, 9-12	1. 分解点検	高	26M	○	17回	非常用ディーゼル発電機分 解検査	
		No. 5-8, 13-16	1. 分解点検	高	26M	○	16回	非常用ディーゼル発電機分 解検査	
	Bディーゼル機関の排気弁	No. 1-4, 9-12	1. 分解点検	高	26M	○	17回	非常用ディーゼル発電機分 解検査	
		No. 5-8, 13-16	1. 分解点検	高	26M	○	16回	非常用ディーゼル発電機分 解検査	
	Bディーゼル機関の燃料噴射弁	No. 1-4, 9-12	1. 分解点検	高	26M	○	17回	非常用ディーゼル発電機分 解検査	
		No. 5-8, 13-16	1. 分解点検	高	26M	○	16回	非常用ディーゼル発電機分 解検査	
	ディーゼル発電機付属設備	1式	1. 外観点検	高	1F	○	17回	非常用予備発電機付属設備 検査	
			2. 分解点検		26M~130M	○	17回		
			3. 開放点検		26M~130M	○	17回		
			4. 非破壊試験		13M	○	17回	非常用予備発電機付属設備 検査	
			5. 漏えい試験		13M	○	17回		
6. 機能・性能試験			1F		○	17回			
7. 特性試験			26M		○	17回	非常用予備発電機付属設備 検査		
空冷式非常用発電装置	2台	1. 機能・性能試験	高	1F	○	17回	その他非常用発電装置の機 能検査 その他非常用発電装置の付 属設備検査	平成23年9月に設置 定期事業者検査は16回施設 定検から実施	
2. 取替他	120M	—	—	—	—	—	—		
電源車(可搬式代替低圧注水ポンプ用)	2台	1. 機能・性能試験	高	1F	○	17回	可搬型代替電源設備検査	15回施設定検時に設置	
電源車	2台	1. 機能・性能試験	高	1F	○	17回	可搬型代替電源設備検査	15回施設定検時に設置	
重油タンク	2台	1. 開放点検	高	10Y	—	—	—	プラント運転中又は定期事 業者検査停止中 15回施設定検時に設置	
その他発電用原子炉の附属施設【非常用 発電装置】 その他の弁	1式	1. 機能・性能試験	高・低	B	○	17回	非常用予備発電機付属設備 検査		
		2. 分解点検		26M~130M	○	17回			
その他発電用原子炉の附属施設【非常用 発電装置】 その他機器	1式	1. 分解点検他	高	13M~130M	○	17回	—	一部BMあり	
		2. 分解点検他		低	13M~130M	○	17回		

変更理由	<p>① 常用直直流電源設備（3系統目）の供用開始に伴う追加</p> <p>② 特定重大事故等対処施設の供用開始に伴う、頻度の見直し</p> <p>③ 先行点検にて実施するため、追加</p>
------	---

(45/46)

機器又は系統名	実施数（機器名）	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期（定検回次）	検査名	備考（○内は適用する設備診断技術）	
① その他発電用原子炉の附属施設 【その他の電源装置】	直流電源装置蓄電池	2組 (60組/組)	1.機能・性能試験	高	1F	○	18回	直流電源系機能検査 蓄電池系点検検査	15回定期事業者検査時に設置
	直流電源装置蓄電池 (3系統目)	1組 (64組/組)	1.機能・性能試験	高	1F	○	18回	直流電源系機能検査 蓄電池系点検検査	
	計器用電源	4台	1.機能・性能試験	高	1F	○	18回	直流電源系機能検査 インバート機能検査	
	可搬型整流器	1個	1.分解点検他	高	26M	○	18回		
	可搬型バッテリー(加圧器逃がし弁用)	1個	1.外観点検	高	1F	○	18回		
	可搬型バッテリー(加圧器逃がし弁用)	1個	2.電圧測定	高	1F	○	18回		
その他発電用原子炉の附属施設 【常用電源設備】	その他発電用原子炉の附属施設【その他の電源装置】 その他機器	1式	1.分解点検他	高	13M~234M	○	18回		
	発電機設備	1式	2.分解点検他	低	25M	○	18回		
	変圧器設備	1式	1.分解点検他	高	13M~104M	○	18回		
	しゃ断器	1式	1.分解点検他	高・低	13M~78M	○	18回		
	その他発電用原子炉の附属施設【常用電源設備】 その他機器	1式	1.分解点検他	高	52M~156M	○	18回		
	その他発電用原子炉の附属施設【常用電源設備】 その他機器	1式	2.分解点検他	高	13M~156M	○	18回		
その他発電用原子炉の附属施設 【火災防護設備】	煙等流入防止装置	1式	1.外観点検	高	1F	○	18回	15回施設点検時に設置	
	その他発電用原子炉の附属施設【火災防護設備】 その他機器	1式	1.特性試験他	低	13M	○	18回	15回施設点検時に設置	
その他発電用原子炉の附属施設 【浸水防護設備】	堰、浸水防止堰、伝播防止堰	1式	1.外観点検	高	10Y	—	—	プラント運転中又は定期事業者検査停止中 15回施設点検時に設置	
	水密扉	1式	1.外観点検	高	1Y	○	18回	プラント運転中又は定期事業者検査停止中 15回施設点検時に設置	
	潮位計	1台	1.機能・性能試験	高	4F	—	18回	計測制御系監視機能検査	
	A湧水サンプリングポンプ・電動機	1.機能・性能試験	低	B*	○	—	—	計測制御系監視機能検査 浸水防護設備検査	
		2.取替	低	5Y	○	—	—	B*:取替にあわせて実施 プラント運転中又は定期事業者検査停止中 ポンプ・電動機一体型ポンプ 15回施設点検から設定	
	B湧水サンプリングポンプ・電動機	1.機能・性能試験	低	B*	○	—	—	浸水防護設備検査	
		2.取替	低	5Y	○	—	—	B*:取替にあわせて実施 プラント運転中又は定期事業者検査停止中 ポンプ・電動機一体型ポンプ 15回施設点検から設定	
	その他発電用原子炉の附属施設 【浸水防護設備】 その他機器	1式	1.機能・性能試験	高・低	B	—	—	浸水防護設備検査	
		1式	2.分解点検	高・低	130M	—	—	浸水防護設備検査は、16回施設点検から設定	
	その他発電用原子炉の附属施設 【浸水防護設備】 その他機器	1式	1.外観点検他	高・低	1F~10F	○	18回	15回施設点検時に設置	

(45/46)

機器又は系統名	実施数（機器名）	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期（定検回次）	検査名	備考（○内は適用する設備診断技術）
① その他発電用原子炉の附属施設 【その他の電源装置】	直流電源装置蓄電池	2組 (60組/組)	1.機能・性能試験	高	1F	○	17回	直流電源系機能検査 蓄電池系点検検査
	直流電源装置蓄電池 (3系統目)	1組 (64組/組)	1.機能・性能試験	高	1F	○	17回	直流電源系機能検査 蓄電池系点検検査
	計器用電源	4台	1.機能・性能試験	高	26M	○	17回	直流電源系機能検査 インバート機能検査
	可搬型整流器	1個	1.分解点検他	高	1F	○	17回	
	可搬型バッテリー(加圧器逃がし弁用)	1個	1.外観点検	高	1F	○	17回	
	可搬型バッテリー(加圧器逃がし弁用)	1個	2.電圧測定	高	1F	○	17回	
その他発電用原子炉の附属施設 【常用電源設備】	その他発電用原子炉の附属施設【その他の電源装置】 その他機器	1式	1.分解点検他	高	13M~234M	○	17回	
	発電機設備	1式	2.分解点検他	低	25M	○	17回	
	変圧器設備	1式	1.分解点検他	高	13M~104M	○	17回	
	しゃ断器	1式	1.分解点検他	高・低	13M~78M	○	17回	
	その他発電用原子炉の附属施設【常用電源設備】 その他機器	1式	1.分解点検他	高	52M~156M	○	17回	
	その他発電用原子炉の附属施設【常用電源設備】 その他機器	1式	2.分解点検他	高	13M~156M	○	17回	
その他発電用原子炉の附属施設 【火災防護設備】	煙等流入防止装置	1式	1.外観点検	高	1F	○	17回	15回施設点検時に設置
	その他発電用原子炉の附属施設【火災防護設備】 その他機器	1式	1.特性試験他	低	13M	○	17回	15回施設点検時に設置
その他発電用原子炉の附属施設 【浸水防護設備】	堰、浸水防止堰、伝播防止堰	1式	1.外観点検	高	10Y	—	—	プラント運転中又は定期事業者検査停止中 15回施設点検時に設置
	水密扉	1式	1.外観点検	高	1Y	○	17回	プラント運転中又は定期事業者検査停止中 15回施設点検時に設置
	潮位計	1台	1.機能・性能試験	高	4F	○	16回	計測制御系監視機能検査
	A湧水サンプリングポンプ・電動機	1.機能・性能試験	低	B*	—	—	—	計測制御系監視機能検査 浸水防護設備検査
		2.取替	低	5Y	—	—	—	B*:取替にあわせて実施 プラント運転中又は定期事業者検査停止中 ポンプ・電動機一体型ポンプ 15回施設点検から設定
	B湧水サンプリングポンプ・電動機	1.機能・性能試験	低	B*	—	—	—	浸水防護設備検査
		2.取替	低	5Y	—	—	—	B*:取替にあわせて実施 プラント運転中又は定期事業者検査停止中 ポンプ・電動機一体型ポンプ 15回施設点検から設定
	その他発電用原子炉の附属施設 【浸水防護設備】 その他機器	1式	1.機能・性能試験	高・低	B	—	—	浸水防護設備検査
		1式	2.分解点検	高・低	130M	—	—	浸水防護設備検査は、16回施設点検から設定
	その他発電用原子炉の附属施設 【浸水防護設備】 その他機器	1式	1.外観点検他	高・低	1F~10F	○	17回	15回施設点検時に設置







変更理由

常用直流電源設備(3系統目)の供用開始に伴う追加

変更後

定期事業者検査時の安全管理の計画

(17/25)

主要工程																			
RCS水位																			
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3
第90条 (表90-14-3) 復水ピット(RWSP補給系を含む)	モード3, 4, 5および6	モード3, 4, 5および6	・1035m <sup>3</sup> 以上であること ・復水ピットから燃料取替用水ピットへの補給系が使用可能	・復水ピット	x	x	x	x	x	x			x	x	x	x	x	x	x
第90条 (表90-15-1) 空冷式非常用発電装置からの給電	モード3, 4, 5, 6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	モード3, 4, 5, 6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	・空冷式非常用発電装置による電源系1系統(モード3, 4, 5および6)において空冷式非常用発電装置2台、使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において空冷式非常用発電装置1台)動作可能	・空冷式非常用発電装置2台 ・燃料油貯蔵タンク ・重油タンク ・タンクローリー	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x
第90条 (表90-15-2) 号機間電力融通母線ケーブル(3号~4号)号機間電力融通予備ケーブル(3号~4号)からの給電	モード3, 4, 5, 6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	モード3, 4, 5, 6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	・号機間電力融通母線ケーブル(3号~4号)1組、ディーゼル発電機(他号炉)2基、燃料油貯蔵タンク(他号炉)300m <sup>3</sup> および重油タンク(他号炉)320m <sup>3</sup> 、タンクローリーが使用可能。 他号炉がモード5, 6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において号機間電力融通母線ケーブル(3号~4号)1組、ディーゼル発電機(他号炉)1基、燃料油貯蔵タンク(他号炉)および重油タンク(他号炉)の合計容量297m <sup>3</sup> 、タンクローリーが使用可能。 ※燃料油貯蔵タンク(他号炉)と重油タンク(他号炉)の合計容量(燃料油貯蔵タンク(他号炉)の容量(保容量)120m <sup>3</sup> を含む)	・号機間電力融通母線ケーブル(3号~4号)1組 ・号機間電力融通予備ケーブル(3号~4号)1組 ・ディーゼル発電機(他号炉)2基 ・燃料油貯蔵タンク(他号炉)300m <sup>3</sup> および重油タンク(他号炉)320m <sup>3</sup> ・タンクローリー	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x
第90条 (表90-15-3) 電源車からの給電	モード3, 4, 5, 6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	モード3, 4, 5, 6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	・電源車による電源系2系統動作可能	・電源車1台×2 ・燃料油貯蔵タンク ・重油タンク ・タンクローリー	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x
第90条 (表90-15-4) 高圧系(安全防護系用)および重電機(3系統目)からの給電	モード3, 4, 5, 6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	モード3, 4, 5, 6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	・高圧系(安全防護系用)による電源系1系統(高圧系用)動作可能 ・高圧系(安全防護系用)1組動作可能	・高圧系(安全防護系用)1組 ・高圧系(安全防護系用)1組	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x
第90条 (表90-15-5) 可搬式整流器からの給電	モード3, 4, 5, 6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	モード3, 4, 5, 6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	・可搬式整流器からの電源系1系統(可搬式整流器1台)動作可能	・可搬式整流器1台 ・空冷式非常用発電装置 ・号機間電力融通母線ケーブル(3号~4号) ・号機間電力融通予備ケーブル(3号~4号) ・ディーゼル発電機(他号炉)	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x

定期事業者検査時の安全管理の計画

(17/25)

主要工程																			
RCS水位																			
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3
第90条 (表90-14-3) 復水ピット(RWSP補給系を含む)	モード3, 4, 5および6	モード3, 4, 5および6	・1035m <sup>3</sup> 以上であること ・復水ピットから燃料取替用水ピットへの補給系が使用可能	・復水ピット	x	x	x	x	x	x			x	x	x	x	x	x	x
第90条 (表90-15-1) 空冷式非常用発電装置からの給電	モード3, 4, 5, 6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	モード3, 4, 5, 6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	・空冷式非常用発電装置による電源系1系統(モード3, 4, 5および6)において空冷式非常用発電装置2台、使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において空冷式非常用発電装置1台)動作可能	・空冷式非常用発電装置2台 ・燃料油貯蔵タンク ・重油タンク ・タンクローリー	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x
第90条 (表90-15-2) 号機間電力融通母線ケーブル(3号~4号)号機間電力融通予備ケーブル(3号~4号)からの給電	モード3, 4, 5, 6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	モード3, 4, 5, 6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	・号機間電力融通母線ケーブル(3号~4号)1組、ディーゼル発電機(他号炉)2基、燃料油貯蔵タンク(他号炉)300m <sup>3</sup> および重油タンク(他号炉)320m <sup>3</sup> 、タンクローリーが使用可能。 他号炉がモード5, 6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において号機間電力融通母線ケーブル(3号~4号)1組、ディーゼル発電機(他号炉)1基、燃料油貯蔵タンク(他号炉)および重油タンク(他号炉)の合計容量297m <sup>3</sup> 、タンクローリーが使用可能。 ※燃料油貯蔵タンク(他号炉)と重油タンク(他号炉)の合計容量(燃料油貯蔵タンク(他号炉)の容量(保容量)120m <sup>3</sup> を含む)	・号機間電力融通母線ケーブル(3号~4号)1組 ・号機間電力融通予備ケーブル(3号~4号)1組 ・ディーゼル発電機(他号炉)2基 ・燃料油貯蔵タンク(他号炉)300m <sup>3</sup> および重油タンク(他号炉)320m <sup>3</sup> ・タンクローリー	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x
第90条 (表90-15-3) 電源車からの給電	モード3, 4, 5, 6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	モード3, 4, 5, 6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	・電源車による電源系2系統動作可能	・電源車1台×2 ・燃料油貯蔵タンク ・重油タンク ・タンクローリー	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x
第90条 (表90-15-4) 高圧系(安全防護系用)および重電機(3系統目)からの給電	モード3, 4, 5, 6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	モード3, 4, 5, 6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	・高圧系(安全防護系用)による電源系1系統(高圧系用)動作可能 ・高圧系(安全防護系用)1組動作可能	・高圧系(安全防護系用)1組 ・高圧系(安全防護系用)1組	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x
第90条 (表90-15-5) 可搬式整流器からの給電	モード3, 4, 5, 6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	モード3, 4, 5, 6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	・可搬式整流器からの電源系1系統(可搬式整流器1台)動作可能	・可搬式整流器1台 ・空冷式非常用発電装置 ・号機間電力融通母線ケーブル(3号~4号) ・号機間電力融通予備ケーブル(3号~4号) ・ディーゼル発電機(他号炉)	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x

変更前